

「横浜市内の放置自転車等総合対策業務委託」に係る提案書評価基準

1 基本的な評価事項

表1の基本的な評価事項のとおり、評価を行う。

表1 基本的な評価事項

評価項目	評価の着目点	配点
業務経験及び業務実施能力 10点	① 同種、同等・同類業務の実績の内容	5
	② 当該分野に関して経験豊富な実務者の保有	5
適切な管理運営 25点	③ 安定的な業務計画・業務実施体制	5
	④ 安全に利用できる施設管理体制	5
	⑤ 個人情報と金銭の取り扱い	5
	⑥ 管理員の業務習熟、接遇、応対能力の向上	5
	⑦ 自転車のリユース・鉄くずの売却等に関する基準	5
	⑧ 適切な自転車等の移動作業	5
	⑨ 適切な自転車等の保管・返還業務	5
適切な業務の実施・取組 45点	⑩ 苦情・陳情への対応	20
	⑪ 実情に合わせた柔軟な移動作業に係る対応	15
	⑫ 効率的な移動計画	5
	⑬ 地域貢献・地域連携の取組	5
企業の社会貢献等の取組 15点	⑭ 多様な人材への就業機会の提供	5
	⑮ 環境への配慮	5
	⑯ 自転車等の利用者に対する一体的な周知・啓発の実施について（課題への理解度）	30
本市が提示する課題に対する提案 100点	⑰ 自転車等の利用者に対する一体的な周知・啓発の実施について（有効性・実現性）	70
	評点の合計	200

2 評価方法

(1) 評価点について

各評価項目について、下記評点のとおり点数化し評価点とする。ただし、評価の着目点⑩、⑪、⑯及び⑰については、別途下記のとおり点数化し評価点とする。

評価	A	B	C	D
基本評点	5点	3点	1点	0点
評価の着目点⑩	20点	12点	8点	4点
評価の着目点⑪	15点（満点）	9点（満点）	6点（満点）	
評価の着目点⑯	30点	18点	6点	0点
評価の着目点⑰	70点（満点）	42点（満点）	14点（満点）	0点

(2) 「業務経験及び業務実施能力」に関する評価について

同種または同等・同類業務とは、以下の業務とする。

同種業務：過去10年間における、「放置自転車等の移動または撤去、保管、返還」に関する業務、

並びに「自転車等保管場所」の管理運営に関する業務

同等・同類業務：過去10年間における「放置自転車等の監視、移動、撤去、保管、返還等」に關する業務、並びに「自動車駐車場、自転車駐車場または自転車保管場所」の管

理運営に関する業務

(3) 評価結果について

ア 各評価項目を1者毎に、各評価委員が評価した合計点数を全員分集計した合計点を当該提案者の評価結果とする。

イ 評価点の合計は満点で1,600点とする。

ウ 次の者は欠格となり、選定しない。

(ア) 「業務経験及び実務実施能力」を除いた評価項目のうち、評価の着目点③～⑨及び⑪～⑯において、全ての委員の評価がCとなった評価の着目点が1つでもあった者

(イ) 「業務経験及び実務実施能力」を除いた評価項目のうち、評価の着目点⑩、⑯及び⑰において、全ての委員の評価がDとなった評価の着目点が1つでもあった者

(ウ) 評価点の合計が960点未満の者

エ 評価点の合計が同点となった場合は、下記(ア)～(ウ)の評価の着目点の合計点が高いほうを上位とする。

(ア) ⑩ 苦情・陳情への対応

(イ) ⑯ 自転車等の利用者に対する一体的な周知・啓発の実施について（課題への理解度）

(ウ) ⑰ 自転車等の利用者に対する一体的な周知・啓発の実施について（有効性・実現性）

(4) 評価基準の詳細は表2のとおりとする。

表2 評価基準の詳細

評価項目	評価の着目点	評価			
		A	B	C	D
業務経験及び実務実施能力	① 同種、同等・同類業務の実績の内容	本市または他自治体の委託等において、1年以上の同種、同等・同類業務の実績があり、かつ、直近3年間における業務履行に係る評定において「可」、「不可」またはそれらに相当する評価を一度も受けておらず、かつ、「優」またはそれに相当する評価(4段階評価中4)を一度以上受けている(部分払いの場合は部分検査における評定も含む)	A・Cに該当しない	実績がないまたは本市または他自治体の委託等において、1年以上の同種、同等・同類業務の実績があり、かつ、直近3年間における業務履行に係る評定において「可」、「不可」またはそれらに相当する評価(4段階評価中1または2)を一度でも受けている(部分払いの場合は部分検査における評定も含む)	

業務経験 及び実務 実施能力	② 当該分野に関して経験豊富 な実務者の保有	10年以上の 経験年数を持つ 実務者を複数保有してい る	5年以上の経 験年数を持つ 実務者を複数保有している	3年以上の経 験年数を持つ 実務者を保有 している	経験を持つ実 務者を保有し ていない
適切な管理 運営	③ 安定的な業務計画・業務 実施体制 【主な着目点】 <ul style="list-style-type: none">・事業に係る人員数や組織図等業務実施体制が明確に示されているか・現場責任者や管理員の配置は適切であるか	非常に優れた 提案内容とな っている	A・Cに該当 しない	主な着目点に に対する提案内 容が不十分で ある	
	④ 安全に運営できる施設管理 体制 【主な着目点】 <ul style="list-style-type: none">・緊急時や災害時などの場合における対応方法や適切な対策が示されているか・適切な防犯対策が示されているか	非常に優れた 提案内容とな っている	A・Cに該当 しない	主な着目点に に対する提案内 容が不十分で ある	
	⑤ 個人情報と金銭の取り扱い 【主な着目点】 <ul style="list-style-type: none">・個人情報の適切な管理及びチェックが可能な体制か・金銭の收受を正確に行い、適切な金銭管理が可能な体制か・「JIS Q 15001」^{※注1}に基づくプライバシーマーク制度(Pマーク)又は類似の制度の認証を取得しているか	非常に優れた 提案内容とな っている	A・Cに該当 しない	主な着目点に に対する提案内 容が不十分で ある	
	⑥ 管理員の業務習熟、接遇、 応対能力の向上 【主な着目点】 <ul style="list-style-type: none">・返還者応対についての基本方針は適切か・効果的に実現可能な管理の業務習熟、接遇、応対能力向上に関する提案がされているか・管理員の接遇状況について把握し、フォローが可能な体制か	非常に優れた 提案内容とな っている	A・Cに該当 しない	主な着目点に に対する提案内 容が不十分で ある	
	⑦ 自転車のリユース・鉄くずの 売却等に関する基準 【主な着目点】 <ul style="list-style-type: none">・鉄くずを計画的に売却する体制ができているか・リユース対象の車両の管理が徹底されているか・鉄くずの売却先事業者が適切に選定されているか・電動自転車のバッテリーの保管及び処分方法が適切に示されているか	非常に優れた 提案内容とな っている	A・Cに該当 しない	主な着目点に に対する提案内 容が不十分で ある	

適切な業務の実施・取組	⑧ 適切な自転車等の移動作業 【主な着目点】 <ul style="list-style-type: none">・移動作業の具体的な実施方法（人員配置や配車など）が示されているか・放置自転車等を効果的に啓発し、効率的に移動するような具体的な取組が示されているか・移動作業時における配慮事項（安全面や放置自転車等の取り扱いなど）が考慮されているか	非常に優れた提案内容となっている	A・Cに該当しない	主な着目点に対する提案内容が不十分である	
	⑨ 適切な自転車等の保管・返還業務 【主な着目点】 <ul style="list-style-type: none">・自転車等の適切な管理方法が示されているか・問い合わせ等に関する窓口の設置や適切な対応方法などが示されているか	非常に優れた提案内容となっている	A・Cに該当しない	主な着目点に対する提案内容が不十分である	
	⑩ 苦情・陳情への対応 【主な着目点】 <ul style="list-style-type: none">・クレームやトラブルの効率的かつ適切な対応方法が示されているか	非常に優れた提案内容となっている	A・C・Dに該当しない	主な着目点に対する提案内容が不十分である	提案が示されていない
	⑪ 実情に合わせた柔軟な移動作業に係る対応 【主な着目点】 <ul style="list-style-type: none">・道路交通法の改正に伴う新基準原付（排気量 50cc 超 125cc 以下）への具体的な対策方法が示されているか・平日の午後や土日における移動作業への対応策が示されているか・市営自転車駐車場の不正利用車への対応が効率的かつ適切に示されているか	非常に優れた提案内容となっている	A・Cに該当しない	主な着目点に対する提案内容が不十分である	
効率的な移動計画	⑫ 効率的な移動計画の策定 【主な着目点】 <ul style="list-style-type: none">・市内各駅周辺における放置自転車等の実態と照らし合せた策定方針が示されているか・策定方針が効率的で実効性がある内容か	非常に優れた提案内容となっている	A・Cに該当しない	主な着目点に対する提案内容が不十分である	
企業の社会貢献等に関する取組	⑬ 地域貢献・地域連携の取組 【主な着目点】 <ul style="list-style-type: none">・地域貢献や地域と連携した具体的な取組が示されているか	非常に優れた提案内容となっている	A・Cに該当しない	主な着目点に対する提案内容が不十分である	

企業の社会貢献等に関する取組	<p>⑭ 多様な人材への就業機会の提供</p> <p>【主な着目点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢や性別、障害の有無等に関わらず、多様な人材を雇用するための仕組みや制度への取組が示されているか 	優れた提案内容となっている	A・Cに該当しない	主な着目点に対する提案内容が不十分である	
	<p>⑮ 環境への配慮</p> <p>【主な着目点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の削減等への工夫や取組が示されているか ・LED化などの省電力に関する取組等が示されているか 	優れた提案内容となっている	A・Cに該当しない	主な着目点に対する提案内容が不十分である	
本市が提示する課題に対する提案	<p>⑯ 自転車等の利用者に対する一体的な周知・啓発の実施について（課題への理解度）</p> <p>【主な着目点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置防止だけでなく、交通ルールの周知・啓発など包括的な内容であるか 	非常に優れた提案内容となっている	A・C・Dに該当しない	主な着目点に対する提案内容が不十分である	提案内容が適切でない
	<p>⑰ 自転車等の利用者に対する一体的な周知・啓発の実施について（有効性・実現性）</p> <p>【主な着目点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知・啓発の対象者を分析し、様々な媒体を検討したうえで、対象者ごとに有効的な手段が示されているか ・点字ブロック部を重点的に対応するなど自転車が放置されることによって不利益を被る人たちの視点が含まれているか 	非常に優れた提案内容となっている	A・C・Dに該当しない	主な着目点に対する提案内容が不十分である	提案内容が適切でない

※注¹ 「JIS Q 15001」…日本産業規格の1つ。個人情報の保護を目的とし、組織が個人情報を適切に管理するためのマネジメントシステムを定めた要項。